

焼却行為は原則禁止!

枯れ草等の焼却は、日常的に行われていると思いますが、焼却行為は、法律で原則禁止されています。ただし、農作業に伴う軽微なものは例外として認められているものの、危険を伴う行為であり、十分注意が必要です。

本市では今年に入り、枯れ草の焼却中に火が着衣に燃え移り、高齢者が死亡する火災が3件発生しました。

また、過去に市内で発生した枯れ草の焼却に伴う火災では、出火行為者が「軽犯罪法」の火気濫用の罪が適用されたことも複数あります。

例外として焼却が認められているもの（廃棄物の処理及び清掃に関する法律）

- ① 農業、林業、漁業を営むための焼却
(田んぼのあぜ焼き、稲藁、籾殻薫炭、林業者の伐採枝の焼却等)
- ② 風俗、習慣上又は宗教上の行事のための焼却
(鬼火焚き、門松、しめ縄等の焼却)
- ③ たき火、日常生活を営む上で行うための焼却(落ち葉等)
- ④ 震災、風水害、火災等の災害の予防、応急対策又は復旧のための焼却



※例外規定であってもむやみに焼却できるものではなく、付近住民等から苦情が生じる場合は例外とならない場合があります。

焼却を行う時は次のことを守りましょう

- ① 必ず最寄りの消防署へ届け出ること。
(軽微なものは電話の届出で受理します。)
- ② 複数人で行い、火が消えるまで監視すること。
- ③ 消火器や水バケツなど、消火用具を準備して行うこと。
- ④ 枯れ草などは集積し、一度に複数の場所で行わないこと。
- ⑤ 風の強い日は行わないこと。
- ⑥ 焼却に伴う煙と臭いは周囲の人に迷惑をかける行為ですので、焼却を行う際は、近隣所にも承諾を得ることでトラブル防止になります。



注意

消防署への届け出は、火災の煙と間違わないようにするために、焼却の可否を判断するものではありません。

消防署へ届け出ても、例外を除き、廃棄物の焼却は禁じられているため廃棄物の処理及び清掃に関する法律で処罰されることがあります。



薩摩川内市消防局 代表電話 22-0119

中央消防署 22-0143

南部分署 23-1360

東部消防署 44-3390

西部消防署 26-3524

上甌分駐所 2-0377

祁答院分署 21-8620

下甌分駐所 5-1057